解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年三月五日の兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月五日

兵庫県芦屋市親王塚町一番四号

医療法人社団藤井内科医院

清算人　藤井　義彦

解散公告（第二回）

当法人は、平成三十年三月五日の兵庫県知事の認可により解散したので、当法人に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月五日

神戸市長田区松野通一丁目一一番一号

医療法人社団宮島医院

清算人　宮嶋　温子

解散公告（第二回）

当組合は、平成三十年三月三十日福岡県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月五日

福岡県古賀市久保一一九七番地

古賀市高田土地区画整理組合

代表清算人　水野　賢二

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福島県岩瀬郡天栄村大字上松本字上屋敷二八番地、最後の住所東京都大田区仲六郷二丁目七番一九号　被相続人　亡　常松　義雄

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月五日

福島県郡山市麓山一丁目二番一三号弁護士法人けやき法律事務所

相続財産管理人　弁護士　渡邊　純

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県草加市八幡町六三一番地一七、最後の住所茨城県神栖市大野原四丁目三番二九号　被相続人　亡　奥村　圭太

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月五日

茨城県鹿嶋市宮下四丁目四番地五

相続財産管理人　大曽根佑一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県富山市星井町二丁目八三番地、最後の住所千葉県松戸市常盤平陣屋前一一番地の五常盤平ニューハイツ三〇八号　被相続人　亡　梶　照男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月五日

事務所千葉県松戸市松戸一二八一―二九松戸東洋ビル五階　東葛総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　齋藤　雅子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県八幡浜市川上町川名津甲六三四番地、最後の住所千葉県松戸市八ケ崎三丁目四九番地の一五　被相続人　亡　牧野　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月五日

事務所千葉県柏市旭町一―一―五浜島ビル八階弁護士法人大江戸下町法律事務所柏支部　相続財産管理人　弁護士　石原　伸浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍埼玉県戸田市大字美女木四一七二番地、最後の住所神奈川県伊勢原市下落合六一二番地の一三　被相続人　亡　峰岸　信夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月五日

神奈川県厚木市旭町一丁目二七番一号後藤ビル二階　弁護士法人前島綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　荒岡　恵子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍富山県滑川市沖田新五五番地、最後の住所本籍に同じ　被相続人　亡　梅原　基弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月五日

富山市堀端町一番一二号　富山中央法律事務所

相続財産管理人　弁護士　春山　然浩

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍福井県勝山市栄町一丁目三二番地、最後の住所静岡県田方郡函南町桑原一二九四番地の二〇一有料老人ホーム光の家ゆりかご　被相続人　亡　藤崎喜美枝

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月五日

静岡県沼津市吉田町二五番二号　浜ビル二階　相続財産管理人　弁護士　高原　博美

第13期決算公告

平成30年4月5日

東京都渋谷区初台1―47―1―501

株式会社キュリエ

代表取締役　吉塚　康一

貸借対照表の要旨

（平成29年12月31日現在）　（単位：千円）

科目		金額
資の産部	流動資産	356,761
	固定資産	102,342
	資産合計	459,104
負純資産の債及び部	流動負債	108,935
	固定負債	198,332
	株主資本	151,836
	資本金	30,000
	利益剰余金	121,836
	その他利益剰余金	121,836
	（うち当期純利益）	(15,573)
	負債・純資産合計	459,104

第14期決算公告　平成30年3月29日

東京都中央区晴海三丁目12番1号

株式会社WEIC

代表取締役　内山　雄輝

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額（千円）
資の産部	流動資産	414,809
	固定資産	292,514
	合計	707,323
負純資産の債及び部	流動負債	418,307
	固定負債	276,294
	株主資本	12,721
	資本金	273,137
	資本剰余金	294,830
	資本準備金	233,137
	その他資本剰余金	61,693
	利益剰余金	△555,246
	その他利益剰余金	△555,246
	（うち当期純損失）	(94,716)
	合計	707,323

第1期決算公告

平成30年4月5日

東京都千代田区九段南二丁目2番1号

エース九段ビル3階

Matsumura Venture Capital株式会社

代表取締役　中野　要

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額（円）
資の産部	流動資産	3,699,080
	固定資産	336,472,019
	投資その他の資産	336,472,019
	合計	340,171,099
負純資産の債及び部	流動負債	74,149,388
	株主資本	266,021,711
	資本金	273,560,000
	利益剰余金	△7,538,289
	（その他利益剰余金）	(△7,538,289)
	（うち当期純損失）	(7,538,289)
	合計	340,171,099